

議第 1 号

海洋環境整備事業の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 6 年 7 月 9 日

提 出 者 県土整備委員長 岡 田 理 絵

徳島県議会議長 森 田 正 博 殿

海洋環境整備事業の充実を求める意見書

現在、国の事業として進められている海洋環境整備事業は、海上の浮遊ゴミや油を回収することにより、船舶の航行の安全を守るとともに、海洋の豊かな自然環境を維持する、住民の生活や安全に欠かせない重要な国の役割である。

ここ瀬戸内海においても、船舶事故などによる油流出事故が相次いでおり、油防除体制の強化に欠かせない海面浮遊ゴミ・油回収船の体制の充実が求められている。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、2013年6月には、「港湾法」が一部改正され、漂流障害物の除去について、制度が確立されていなかった一般水域のうち、災害発生時に障害物により船舶の航行が困難となるおそれのある水域を「緊急確保航路」として指定し、この航路を国が迅速に啓開作業できることとなった。

今年1月には、三大湾（東京湾・伊勢湾・大阪湾）で「緊急確保航路」が指定され、国による港湾機能の維持体制が決定されたところである。

切迫する「南海トラフ地震」への対策が急務となっている徳島県の周辺海域を含む瀬戸内海においても、非常災害時における国の責任と役割として、早急に「緊急確保航路」に指定されることは、物資や人員の輸送路確保など、被災後の早期復旧・復興を図る上で大変重要である。

瀬戸内海は、閉鎖された海域で貴重な漁業資源の宝庫であり、大小無数の島々が存在する美しい自然環境を有しており、また、古来より人の営みの基礎として、海上交通が発展してきた地域でもあり、現在も数多くの船舶が日夜航行している。

こうした、自然や物流の機能を次世代に継承していくためにも、海洋の良好な環境の保全につながる海洋環境整備事業の充実とそれを担う直轄・直営船舶の運航体制の確立が必要である。

よって、国においては、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 海洋の環境と船舶航行の安全を守る、海洋環境整備事業を国の役割として充実すること。
 - 2 非常災害時に国民生活を守るため、緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持・早期復旧を行う「緊急確保航路」の指定を瀬戸内海について行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第 2 号

羽田空港発着枠の拡大等に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 6 年 7 月 9 日

提 出 者 広域交流対策委員長 中 山 俊 雄

徳島県議会議長 森 田 正 博 殿

羽田空港発着枠の拡大等に関する意見書

昨年の訪日外国人旅行者数は、前年比24パーセント増の1,036万人となり、史上初めて1,000万人を達成した。

さらに、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えるなど、今後も訪日外国人旅行者の増加が予想されており、国においては、「訪日外国人旅行者2,000万人」を目指し、「観光立国」の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

その際には、航空サービスを充実させ、外国人が訪日しやすい環境を整備するとともに、訪日外国人旅行者を都心部だけにとどまることなく、地方へも多く呼び込み、日本全体でその効果を楽しむことが重要である。四国についても、多くの訪日外国人旅行者が訪れることにより、四国の一体的な発展につながるものとする。

よって、国においては、航空サービスの充実の観点から次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 可能な限りの手段を講じて羽田空港の発着枠の更なる拡大を図るため、首都圏上空の空路規制緩和を行うこと。
- 2 羽田空港における国際線と国内線の乗り継ぎの円滑化を図るなど、航空サービスの充実を通して、羽田空港を経由した訪日外国人旅行者の地方への流入を促進するための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

国 土 交 通 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協 力 要 望 先

県 選 出 国 会 議 員

議第 3 号

森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

平成 26 年 7 月 9 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 森 田 正 博 殿

森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書

豊かな森林は、雨を蓄えて川をなし、災害から人々の暮らしを守るとともに、木材などの林産物を生み出し、さらには、地球温暖化を防止するなど、私たちは豊かな森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、幾世代にわたって森の文化や木の文化を育み、社会経済を発展させてきた。

しかしながら、林業の衰退や森林所有者の高齢化の進行など、社会経済情勢の大きな変化の中で、森林の放置や荒廃が進み、さらには、無秩序な開発により、大きな災害を引き起こすのではないかと危惧している。

このため、本県では「徳島県豊かな森林を守る条例」を平成25年12月に制定し、森林の適切な管理と利用を図り、みどり豊かな森林を次世代に引き継ぐ、新たな取組に着手したところである。

また、本県の豊富な森林資源を背景に、「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、平成23年度から10年間で、県産材の生産・消費量の倍増を目指す「次世代林業プロジェクト」を推進しており、森林境界の明確化、搬出間伐の実施、木材流通加工施設の拡充、木造公共施設等の整備による県産材の利用拡大など、川上から川下に至る各種施策を展開している。

こうした中、同事業は平成26年度をもって終了する予定であり、終了すれば、森林・林業に関する施策が減速し、林業の成長産業化に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、森林の適正な管理と資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するため、「森林整備加速化・林業再生基金事業」の継続と、安定的な財源を確保するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
林 野 庁 長 官
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第4号

参議院選挙制度改革に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年7月9日

| | | | | | | | | |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 提 出 者 | 岡 川 丸 児 西 喜 井 藤 木 元 来 須 中 森 庄 松 大 岡 | 本 端 若 島 沢 多 川 田 南 木 代 見 山 田 野 崎 西 | 富 正 祐 貴 宏 龍 元 征 章 正 一 俊 正 昌 清 章 佑 | 治 義 二 勝 朗 思 二 治 美 生 文 仁 雄 博 彦 治 英 樹 | 杉 檉 岸 北 藤 笠 寺 有 南 嘉 岩 岡 重 白 黒 長 森 長 | 本 本 本 島 田 井 井 持 見 丸 田 清 木 崎 尾 本 池 | 直 泰 勝 国 正 益 恒 博 正 理 佳 春 哲 尚 文 | 樹 孝 治 也 豊 利 邇 生 生 之 史 絵 之 夫 章 見 樹 武 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|

徳島県議会議長 森 田 正 博 殿

参議院選挙制度改革に対する意見書

平成26年4月25日、参議院選挙制度協議会から、参議院議員通常選挙の選挙区の一票の格差を是正する座長案が示され、さらに、6月26日、その修正案が示された。

選挙制度協議会は、選挙区間における人口の格差是正が要請されていることを強調する一方で、長年にわたり都道府県を単位とする選挙が行われてきたことや、議員が地域代表的性格を有してきたことの意義、地域の意見が国政に反映される選挙制度を構築するべきとの意見も考慮する必要がある、との考え方を示している。

ところが、具体的な選挙区案においては、人口の少ない県を隣接する一の都道府県と合区することとし、地理的にも文化的にも大きく異なる発展の歴史を持つ県を合区して定数を算定するなど、人口の格差是正にのみとらわれて、地域の意見を国政に反映する面についてはほとんど考慮されていない。また、合区され定数が1となる選挙区においては、県の間にも人口差があり、一方の県では長期にわたって参議院議員がいない状況が発生するおそれがある。

徳島選挙区においても高知選挙区と合区され、通常選挙ごとに両区併せて2の定数を1とするものとなっている。

そもそも、参議院憲法審査会の審議過程では、参議院に地域代表としての性格を持たせるべき等地方を重視すべきとの意見が出ており、参議院の在り方を含めた議論が行われるべき時期が来ている。当然、選挙区の見直しもこれを踏まえたものでなければならず、十分な議論もなく、47都道府県の一部にのみ合区を行う案は地方を軽視するものと言わざるを得ない。

よって、国においては、地方からの視点が欠落した見直し案を採用することなく、人口が少ない県の代表者が確実に参議院議員に選出されるような、参議院の在り方を含めた抜本的な見直しを行うよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員